

| 三木市記者発表資料 (令和3年10月19日発表) | | | |
|--------------------------|---------------------------|---------|--------------|
| 担当部課名 | 担当長 | 担当係 | 電話番号 |
| 市民生活部 人権推進課 | 課長 平井隆禎 (0794-82-8388) | 男女共同参画係 | 0794-89-2331 |

| タイトル | |
|--|---------------------------|
| 令和3年度弁護士による法律セミナーを開催 ～知っていますか？セクハラ・パワハラだけじゃない SOGI ハラ～ | |
| 内 容 | |
| 令和3年度弁護士による法律セミナー「知っていますか？セクハラ・パワハラだけじゃない SOGI ハラ※～従業員から相談を受ける前に～」を開催します。 ※性的指向や性自認について嫌がらせを行うこと | |
| 1 日 時 | 11月24日(水) 午前10時～11時30分 |
| 2 場 所 | 三木市立教育センター 4階 大研修室 |
| 3 講 師 | 吉倉 美加子さん(弁護士) |
| 4 受 講 料 | 無料 |
| 5 参加対象 | テーマに興味のある方 |
| 6 定 員 | 100名(会場:40名・Zoom:60名 先着順) |
| 7 主 催 | 三木市男女共同参画センター |
| 8 申し込み | 電話、FAX、またはインターネット |
| 9 チ ラ シ | 別紙のとおり |
| セールスポイント | |
| 事業主には、職場におけるセクハラ・パワハラ、そして、まだあまり馴染みのない SOGI(ソジ)ハラへの対応が義務付けられているのをご存知ですか？ セミナーでは、事業主がハラスメント防止のためにしておかなければならない対策や、相談を受けた場合の対応などについて、弁護士から具体的な事例を交えながらお話いただきます。 | |